

競技者資格規則

(目的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)は、公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。) 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「日本オリンピック委員会」という。)及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手(以下「競技者」という。)に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・シカナイストスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録(在日外国人競技者登録も含む。)をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

- 2 競技者のうち高等学校以下の体育連盟の「賞金受領禁止規程」の適用を受ける者には、原則として賞金等を与えない。
- 3 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

- 第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。
ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷ついたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつしまなければならない。
- (1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
 - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

- 第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。
- 2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。
- (1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止除外規程」により、除外認定競技者として認められたとき
 - (2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され競技者が同意したとき
 - (3) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、肖像等を活用するとき。ただし、小・中・高校生の使用は認めない。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬(都度料)等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する
 - (4) 競技者が所属する企業・団体が肖像等を活用するとき。ただし、小・中・高校生の使用は認めない

(違反競技者に対する処分)

- 第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。
- (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき
 - (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会が

禁止した競技会等（記録会・模範演技会・試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき

- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の商行為をしたとき
- (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

（処分の内容）

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎのとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

（競技者資格審査委員会）

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い理事会に答申しなければならない。

- 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。
- 3 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

（不服審査会）

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

（日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て）

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附則 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。